

STOP!建設三大災害2017

「墜落・転落災害」, 「建設機械・クレーン等災害」
「崩壊・倒壊災害」を防止しましょう

「墜落・転落災害」は、震災以降、毎年100件を超える高水準で推移しています。「建設機械・クレーン等災害」については、平成25年から増加しており、平成28年には52件と平成24年に発生した54件の水準に近づいています。更に、「崩壊・倒壊災害」も平成27年から急増しています。(図1、参照)

三大災害が建設業全体に占める割合は、昨年の50.3%から減少しましたが、「建設機械・クレーン等災害」、「崩壊・倒壊災害」は、逆に増加しています。(図2、参照)

これらの三大災害は死亡災害や重篤災害に直結する危険が大きく徹底した安全対策が必要です。
(注)平成28年件数は未確定値です。

図1 宮城労働局管内の三大災害の動向

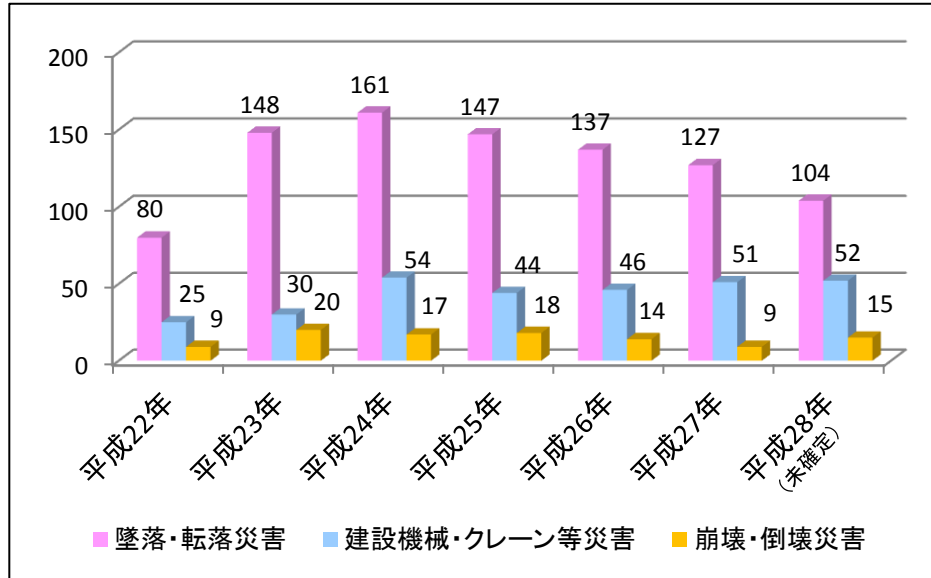


図2 宮城労働局管内の三大災害の占める割合

(未確定)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
墜落・転落災害	80	148	161	147	137	127	104
建設機械・クレーン等災害	25	30	54	44	46	51	52
崩壊・倒壊災害	9	20	17	18	14	9	15
計	114	198	232	209	197	187	171
建設全災害	271	436	527	465	402	372	400
三大災害の占める割合	42.1%	45.4%	44.0%	44.9%	49.0%	50.3%	42.8%

【事業場の実施事項】

- ① 施工計画の作成段階における三大災害に関する防止対策の作成と事前審査の実施
- ② 安全施工サイクル運動の中で、三大災害の防止についての重点的な対策の検討と実施
- ③ 三大災害を発生させる作業に関する作業方法・作業手順・作業心得等の確立とその励行
- ④ 三大災害を防止するための機械設備・工事中設備に関する設備及び設置基準の確立
- ⑤ 三大災害の発生のおそれのある機械設備・工事中設備及び作業に関する点検基準の作成とチェックリスト等による点検・整備の励行
- ⑥ 作業員に対する三大災害の防止に関する安全教育の実施
- ⑦ パトロール制度を設け、経営首脳者・幹部による計画的なパトロールの実施
- ⑧ 作業員に対する三大災害絶滅の意識の高揚を図る職場懇談会等の開催
- ⑨ ポスター等の掲示による運動推進の周知徹底

(出所:建設業労働災害防止協会 三大災害絶滅運動)

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会

三大災害防止のためのチェックポイント(2017)

(現場点検用)

① 墜落・転落災害防止

- ア 開口部の養生、危険箇所の表示（見える化の推進）
- ィ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- ウ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- エ 作業主任者の選任、職務の励行、足場組立て等特別教育有資格者の確認
- オ 防網の設置、安全帯取付設備の設置
- カ ハーネス型安全帯の導入促進

② 建設機械・クレーン等災害防止

- ア 車両系建設機械
 - (ア) 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
 - (イ) 立入禁止区域の明確化（見える化の推進）
 - (ウ) 逸走防止措置の徹底、誘導者の配置による転落・接触防止
 - (エ) 主たる用途以外の使用制限（クレーンモードの切り替えの徹底）
- イ 移動式クレーン
 - (ア) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮系統）
 - (イ) 過負荷の制限（荷の重量の確認の徹底）
 - (ウ) アウトリガーの最大張出（最大張出し不可の場合の対応含む）
 - (エ) 適正な玉掛用具の使用(鉄板等の2点吊りの励行)
 - (オ) 安全装置の有効使用

③ 崩壊・倒壊災害防止

- ア 土砂崩壊
 - (ア) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
 - (イ) 作業開始前の地山の点検
 - (ウ) 作業主任者の直接指揮
 - (エ) 作業手順に基づく安全作業
 - (オ) 現場責任者による巡視・点検の励行
- イ 倒壊
 - (ア) 作業計画の作成（解体作業時及び足場等の倒壊防止措置）
 - (イ) 作業手順の確立
 - (ウ) 避難場所の確保
 - (エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

※具体的な対策については、「建設現場における主要災害防止の具体的対策」(建災防HP)を参照ください。